

平成27年第2回定例会会議録（第6号）

平成27年6月26日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	永井正之君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	岩田弘君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	政策推進課長	本田明彦君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	議事総務課長	宮森久住
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
主幹	吉田悠子	主幹	佐保博士
主査	佐藤英幸	主査	波多野博

○議事日程表（第6号）

平成27年6月26日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 所管事務調査の件
- 第 3 議第67号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求
めることについて
- 議第68号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求
めること
について
- 議第69号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求
めること
について
- 第 4 議第70号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 報告第3号 平成26年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出につ
いて
- 報告第4号 平成26年度別府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提
出について
- 報告第5号 平成26年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第6号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出につ
いて
- 報告第7号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書
類の提出について
- 報告第8号 別府市障がい者計画の策定について
- 報告第9号 市長専決処分について
- 第 6 議員提出議案第4号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- 議員提出議案第5号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見
書
- 議員提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 議員提出議案第7号 憲法違反の安保法制（戦争法案）に反対する意見書
- 議員提出議案第8号 伊方原発の再稼働に反対する意見書
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7（議事日程に同じ）

午前 10 時 21 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

去る 6 月 4 日、長崎県長崎市において開催されました第 91 回九州市議会議長会定期総会外 2 件の会議に出席をいたしました。その概要については、お手元に報告書を配付しておりますので、これにより御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

（総務企画消防委員会委員長・加藤信康君登壇）

○総務企画消防委員会委員長（加藤信康君） 去る 6 月 11 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 8 件について、6 月 12 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてであります。

消防本部関係部分では、北浜 1 丁目の第 2 分団格納庫の解体及び新築工事に伴う実施設計等委託料や、石垣東 4 丁目の第 6 分団格納庫について耐震補強工事を行う経費を計上、課税課及び保険年金課関係部分では、マイナンバー制度導入に伴う、システム改修費の追加計上や、相当額の特別会計への繰り入れ、自治振興課関係部分では、設置予定の別府市協働のまちづくり推進委員会委員への謝礼金等や、自治会へ交付するコミュニティー助成金を計上、危機管理課関係部分では、別府市連合防災協議会への助成金を計上といった説明がそれぞれなされました。

また、政策推進課関係部分では、肉づけ予算の財源として財政調整基金の繰り入れ、総合政策アドバイザーに対する謝礼金等、また、別府駅の耐震改修に伴う補助金を計上する旨の説明がなされました。

委員より、総合政策アドバイザー導入経緯や人選についての質疑があり、当局より、市長みずからの人脈等を活用し依頼を行った、別府市版の総合戦略策定や後期総合計画の見直しに向け、よりよいものをつくり上げるため、専門的見地を活用したいとの答弁がなされました。

さらに委員より、他都市において類似した事業が見受けられるが、そういった流れから導入に至っているのかとの質疑がなされ、これに対し当局は、他都市の事例は把握しているが、趣旨としては、別府の財産・文化等を磨き上げ、「尖ったまち」を目指すといった観点により、市長の判断により導入するものであるとの答弁がなされました。

そのほか、るる当局説明を受け、最終的に委員より、趣旨に反対するものではないが、専門家とはいえ、別府の現状をどこまで熟知しているのかといった点で不安があるため、詳しく説明した上で助言・提言を受けること、今回のメンバーは多方面で活躍している方も多く、他都市にまねできない別府を目指すのであれば、実績にとらわれることなく施策を策定すること、透明性を確保するため、アドバイザーの経歴や今後の経過等を可能な限り提示すること、といった意見がなされました。

これに対し当局より、アドバイザーの経歴等は個人情報保護を踏まえた上で、可能な限り提示し、今後の人選等については初の試みでもあるため、状況を見ながら検討していきたい、アドバイザーの役割は、あくまでも助言・提言をいただくものであり、別府に見合う施策を行うために、市民が参加する会議など、議論の場を設け精査していきたい、また、

その内容を公開していきたいといった答弁がなされ、これを了とした次第であります。

採決におきまして、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をするべきではないという観点から反対である旨の意思表示がなされましたが、議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 55 号別府市税条例の一部改正についてであります。当局より、市民税、固定資産税、軽自動車税等の減免申請期限について、「納期限前 7 日まで」から「納期限まで」に延長、また、旧 3 級品製造たばこにかかる、たばこ税の特例税率を段階的に廃止、そのほか、番号法改正に伴う所要の措置等のため、条例を改正するとの説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、5 件の市長専決処分についてであります。議第 61 号については、平成 26 年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みにおいて、軽減対象世帯の拡大等による保険税の収入が減少するなど、減収により赤字となり、平成 27 年度歳入より 1 億円を繰り上げ、不足額に充当、議第 62 号及び議第 63 号では、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、本年 4 月 1 日に住宅ローン減税の適用期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長するなど、各税制度が改正されたため関係する条例を改正、さらに、議第 64 号では、国民健康保険税を軽減する低所得世帯の対象範囲を拡大するため条例を改正、また、議第 66 号では、固定資産評価員を選任といった説明が、当局よりそれぞれなされ、これを了とし、議第 61 号から議第 64 号、及び議第 66 号の専決処分、以上 5 件については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第 53 号平成 27 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、及び議第 54 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。いずれも当局の詳細な説明を受け、採決の結果、議第 53 号については一部委員より反対である旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決、また、議第 54 号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（観光建設水道委員会副委員長・森 大輔君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森 大輔君） 委員長にかわりまして、私、副委員長のほうから御報告を申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 6 月 11 日の本会議において付託を受けました議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 3 件について、6 月 12 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてでございます。

観光課関係部分では、当局から、静岡県浜松市で開催される「ゆるキャラグランプリ」に出場する必要経費を計上すること、また、民間主体で行われる事業を協働で行うため、「温泉回議 in 別府」等の開催に対し補助金を支出するなど、関係予算に関する詳細な説明がなされました。

これに対し委員から、「べっぴょん」の一層の周知、別府八湯全体のさらなる盛り上げを求める意見が提示されました。

次に、温泉課関係部分では、温泉維持補修に要する経費として、湯都ピア浜脇の受変電

設備を改修すること、及び亀陽泉会館の建てかえに伴い、今年度解体を行うとの説明がなされました。

次に、文化国際課関係部分では、友好都市締結 30 周年を迎える中国烟台市に公式訪問団を派遣するための特別職員等の旅費を計上する旨の説明がなされました。

これに対し委員から、職員の派遣だけではなく、市民等一般募集も含め、姉妹都市との交流の促進を検討してはどうかとの提案がなされ、当局から、十分検討していきたい旨の答弁がなされました。

次に、商工課関係部分では、耐震診断が義務づけられている旅館・ホテル等が改修工事を行う際の費用の負担軽減として、利子補給を行うとの説明がなされました。

これに対し委員から、対象ホテル等の数や改修工事を行うホテル等の影響について質疑がなされました。

次に、農林水産課関係部分では、当局から、大分県が施工する県道別府一の宮線の災害防除工事に伴い市有地の売却収入を計上し、旧慣に係る補償金を支出する旨の説明がなされました。

次に、都市政策課関係部分では、前回、平成 20 年度に作成した都市計画基本図を現況に即したものに修正するため、作成委託料を計上するとの説明がなされました。

次に、都市整備課関係部分では、道路新設・改良に関し対象路線の整備等を行うこと、朝日橋等の橋梁の長寿命化のため整備工事を行うことなどについて、当局から詳細な説明がなされました。

これに対し委員から、橋梁の補修整備を行うことによる長寿命の効果及び橋梁に補修年月の記載をしてはどうか等の質疑・提言が行われ、当局から、長寿命の効果については、設置場所等にもよりますが、おおむね 30 年から 50 年の効果が期待でき、補修年月の記載については、今後、ホームページでの公表は可能であるが、橋梁への履歴記載については検討していきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、公園緑地課関係部分では、地震や台風などの災害に備え、被害が出るおそれのある公園の改修工事を行うこと、鉄輪地獄地帯公園の複合遊具の更新等について説明がなされました。

次に、建築指導課関係部分では、今年度 12 月末までに耐震診断が義務づけられた特定建築物が耐震改修を行った際にその一部を助成する費用を計上すること、及び永石アパートの解体に伴い解体業務委託料、そのほか老朽空き家に係る関連費用を計上することについて、詳細な説明が当局からなされました。

委員からは、本市が行政代執行を行う際は、ルールをしっかりとつくること、土地所有者と十分に協議を行うこと等の意見が提示されました。

最終的に、議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分については、当局からなされました説明をいずれも適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 57 号別府市営亀陽泉会館の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

建設から 50 年が経過し、老朽化した施設の建てかえに伴い当該施設を解体するため、条例を廃止するとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 58 号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについてであります。

議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）農林水産課関係部分の県道別府一の宮線災害防除工事に伴い、旧慣を有する南立石財産管理委員会に補償金を支出し、

この旧慣を廃止するものであるとの説明が当局からなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第 56 号別府市手数料条例の一部改正についてであります。当局から、建築基準法の一部改正により、建築主事等が国土交通大臣が定める基準に適合すると認めるときは、検査済み証の交付を受ける前であっても、建築物を仮使用できるとしたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告でございます。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

(厚生環境教育委員会委員長・江藤勝彦君登壇)

○厚生環境教育委員会委員長(江藤勝彦君) 去る 6 月 11 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算(第 2 号)関係部分外 3 件について、6 月 12 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算(第 2 号)関係部分についてであります。

社会福祉課関係部分では、当局より、生活保護事務に要する経費の追加額として、県の委託金を充て、被保護世帯の生活実態を調査することによって、生活保護基準の改定等、生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とした社会保障生計調査、いわゆる家計簿調査を 10 の被保護世帯を対象に実施する旨の説明がなされました。

委員より、調査世帯の抽出方法や調査実施者についての質疑がなされ、当局より、県から配分された 10 の枠は各地区から満遍なく抽出する、また、調査はケースワーカーが実施するとの答弁がなされ、これを了といたしました。

次に、教育総務課関係部分では、中学校の統合に要する経費として、山の手中学校と浜脇中学校の統合に伴い、西小学校用地を測量する経費を補正計上したといった説明がなされました。

委員より、跡地計画がないまま学校統合が進んでいくことに対して質疑がなされ、当局より、跡地計画も今後さらに検証していかなければならないが、生徒数の激減により、浜脇中学校の教育活動に支障が出始めたので、子どもたちの教育の保障のためには統合が必要との答弁がなされました。

また委員から、児童生徒適正化計画に基づく今後の統合計画についての質疑がなされ、当局より、西・青山小学校の統合、及び浜脇・山の手中学校の統合をもって終了する旨の答弁がなされました。

そのほか委員から、今後、統合校においてグラウンド等の配置計画等をする際には、野球やサッカーなどの団体スポーツが十分にできる広さを確保するよう要望がなされました。

その他るる質疑・意見等がなされましたが、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算(第 2 号)関係部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議第 59 号、議第 60 号及び議第 65 号、以上 3 件の市長専決処分について審議いたしました。

まず、議第 59 号につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により介護保険法施行令の一部が改正され、所得の低い第 1 号被保険者の保険料の減額賦課についての基準が定められたことに伴い、この減

額賦課に必要な軽減財源として、国費・県費を収入として一般財源に受け入れ、一般財源から支出する別府市の負担額に国費・県費を含めたものを介護保険事業特別会計に繰り出したものであるとの説明が当局よりなされました。

次に議第 60 号につきましては、議第 59 号による一般会計からの繰出金を介護保険事業特別会計において、第 1 段階介護保険料の減額財源として繰り入れたものと説明がなされました。

最後に、議第 65 号につきましては、介護保険法施行令の一部が改正され、所得の低い第 1 号被保険者の保険料の減額賦課についての基準が定められたことに伴い、当該基準によって保険料の減額賦課を行うため、関係条例の改正を行ったとの説明がなされました。

以上 3 議案についても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(17 番・平野文活君登壇)

○17 番(平野文活君) 私は、日本共産党議員団を代表して、議第 52 号、第 53 号に対する反対討論を行います。

まず、議第 52 号一般会計補正予算案の中の、社会保障・税番号制度導入に要する経費 329 万 4,000 円、これは来年 1 月から実施されるいわゆるマイナンバー制度に関連する予算であり、反対をいたします。

マイナンバー制度は、国費を約 3,000 億円かける大プロジェクトです。行政から見ると、別々に管理されている所得や税関係から年金、雇用保険、医療保険、介護保険、障がい者への給付、公営住宅、奨学金などの個人情報、相互に活用できることとなりますが、国民から見ると、あらゆる個人情報が丸裸になるということです。

今回の年金機構の 125 万件に上る情報漏えい事件は、国民に大きな衝撃を与えましたが、個人情報が集積されればされるほど、漏れたときの影響はさらに大きくなります。

「行政の効率化と国民の利便性向上」をうたい文句に導入されようとしておりますが、結局徴税強化と社会保障給付削減が直接の目的であることは明らかであります。

議第 53 号は、国保会計におけるマイナンバー関連のシステム改修費であり、この予算にも反対であるということを示明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第 52 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算(第 2 号)に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(堀本博行君) 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 53 号別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 54 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議第 58 号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについてまで、以上 5 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 5 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 5 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 59 号市長専決処分についてから、議第 66 号市長専決処分についてまで、以上 8 件に対する各委員長報告の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上 8 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 8 件は、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 2 により、所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付しております継続審査事項申し出一覧のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行いたい旨の申し出がなされております。

お諮りいたします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに決定をいたしました。

（4 番・小野正明君除斥）

次に、日程第 3 により、議第 67 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第 69 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 67 号から議第 69 号までの 3 議案は、本市職員懲戒審査委員会委員として、小野正明氏、豊永健司氏及び工藤将之氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第 17 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 67 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 67 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 68 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 68 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 69 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 69 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

（4 番・小野正明君入場）

次に、日程第 4 により、議第 70 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 70 号は、地域の実情と住民ニーズを適確に把握し、市政の重要施策の推進及び諸課題の解決を図るため、阿南寿和氏を副市長に選任いたしたいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 70 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 70 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

ただいま、副市長に選任の同意を与えました阿南寿和氏から、挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

（新副市長・阿南寿和君入場）

〔新副市長挨拶〕

○副市長（阿南寿和君） 御挨拶の機会をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。

ただいま、副市長の就任につきまして御同意を賜りました阿南でございます。深く感謝

を申し上げる次第でございます。

職責の重さとともに、大変名誉なことだと考えておりますが、今のところはこの職責の重さというものをひしひしと感じているような次第でございます。

もとより微力そして未熟ではございますが、別府市のさらなる発展のために長野市長を補佐し、そして職員とともに全力を尽くす覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、よろしく御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

(新副市長・阿南寿和君退場)

- 議長(堀本博行君) 次に、日程第5により、報告第3号平成26年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第9号市長専決処分についてまで、以上7件の報告が提出をされておりますので、一応当局の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

- 市長(長野恭紘君) 御報告いたします。

報告第3号は、平成26年度別府市一般会計補正予算(第4号)及び(第5号)において、繰越明許費として議決をいただきました税務システム改修事業外31事業について、報告第4号は、平成26年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)において、繰越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について、それぞれ繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第5号は、平成26年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出についてであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業及び排水管整備事業について予算を平成27年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第6号及び報告第7号は、本市が出資いたしております法人につきまして、その経営状況を説明する書類を地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するものであります。

報告第6号は、一般財団法人別府市総合振興センターの平成26年度事業収支報告書及び平成27年度事業収支計画書の提出であります。

平成26年度は、温泉給湯や北浜海岸駐車場の独自事業、体育施設等の指定管理者事業など計8事業を実施しました。前年に引き続き海浜砂湯や竹瓦温泉の営業が好調で、税引き後の当期純利益は1,635万1,000円となり、2期連続の増収増益となりました。

平成27年度は、独自事業、指定管理者事業等で計8事業を実施しますとの報告でございます。

報告第7号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成26年度事業報告書及び平成27年度事業計画書の提出であります。

平成26年度は、幅広い年齢層で利用できるよう新規事業を展開する一方、経営の健全化、会員拡充を大きな目標として積極的に取り組み、平成27年3月末現在の事業所数は943社、会員数は3,366名となり、219名の会員の増となっております。

平成27年度については、生活安定事業、健康の維持増進事業、余暇活動事業及び情報提供事業を計画に盛り込んでいきますとの報告でございます。

報告第8号は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、別府市障がい者計画を策定しましたので、同条第8項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第9号は、市道上の事故外1件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治

法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、7 件について御報告を申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 6 により、議員提出議案第 4 号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書から、議員提出議案第 8 号伊方原発の再稼働に反対する意見書まで、以上 5 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 4 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11 番・荒金卓雄君登壇）

○11 番（荒金卓雄君） 議員提出議案第 4 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症関係級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、認知症高齢者数は約 700 万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は、本年 1 月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

よって、政府においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑鬱、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買い物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 26 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9番・穴井宏二君登壇)

○9番(穴井宏二君) 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し、対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。

2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・三重忠昭君登壇)

○6番(三重忠昭君) 議員提出議案第6号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は、子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。しかしその一方で、不登校、いじめなど子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや日本語指導など、特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、授業時数や指導内容も増加しています。これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。そのことも踏まえて、教育予算拡充のために以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と、制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 26 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 6 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第 7 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(17 番・平野文活君登壇)

○17 番(平野文活君) 議員提出議案第 7 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

憲法違反の安保法制(戦争法案)に反対する意見書

安倍内閣は、集団的自衛権の一部容認を含めた閣議決定に基づく法整備として、一連の法案を国会に提出しました。政府は「平和安全法案」と言っておりますが、その中身は、憲法違反の「戦争法案」です。

これまで、自衛隊の海外派兵は、その時々必要に応じた「特別措置法」に基づき行われてきました。テロ特措法でも、イラク特措法でも、その第 2 条で、自衛隊の活動地域は、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」、いわゆる「非戦闘地域」に限定されておりました。ところが今回の法案では、「現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。ただし、搜索救助活動についてはこの限りではない」として、イラク特措法などにあった「かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない地域」という文言は外され、しかも「搜索救助活動についてはこの限りではない」という文言がつけ加えられております。こうして、従来いわゆる「戦闘地域」にまで自衛隊の活動を広げた場合、相手から攻撃される可能性があることも、その際には武力の行使をすることも、国会論戦の中で安倍首相も認めざるを得ませんでした。

いわゆる「復興支援活動」として、「戦闘地域には行かない」「武力の行使はしない」という歯どめがあったイラク派遣でも、陸上自衛隊の宿営地は、14 回 23 発のロケット弾攻撃を受けました。また、航空自衛隊の輸送機もミサイルに狙われ、警告システムが作動し、機体を急旋回、急上昇、急降下させるなどの命がけの回避行動が必要になりました。こうした恐怖体験を余儀なくされた結果、アフガンで 25 人、イラクで 29 人、合せて 54 人の

隊員が、帰国後自殺しているという衝撃的な事実も、国会での政府答弁で明らかになりました。

今回の安保法制が、憲法第9条が禁じた「武力の行使」に発展して、「殺し、殺される」という深刻な事態を引き起こすことは明らかであり、これらの危険な法案は廃案にすべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月26日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堀本博行君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(2番・竹内善浩君登壇)

○2番(竹内善浩君) 議員提出議案第8号は、お手元に配付いたしております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

伊方原発の再稼働に反対する意見書

原子力規制委員会は、5月20日、四国電力伊方原子力発電所(以下、伊方原発)が提出した審査書案を、原子力発電所(以下、原発)の規制基準に適合したと発表いたしました。

間近には中央構造線断層帯、四国の南には30年内70%発生確率と予測された南海トラフがあり、大地震や大津波の際には、福島のような大災害が起こる可能性があります。規制委員会は、想定される基準地震動の値や津波の高さを見直したと言っていますが、想定以上の地震や津波も考えられます。また、避難体制、事故時の住民の避難計画は、今回の審査対象外であり、諸外国では避難計画が整っていない原発の運転を認めていない国もあります。

日本では、原発事故の集団訴訟が、支部を含め全国20地裁で25訴訟が起こり、原告1万3,000人余り、福島県でも11万人が今も避難を続けている状態で、家族や友人関係、仕事や趣味、伝統や文化そのものである、ふるさとの喪失が問題になっています。

伊方原発で大災害が起これば、対岸78キロメートルに位置する別府市においても、重大な被害を招くことになります。

よって、国及び政府におかれましては、伊方原発の再稼働を認めないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 6 月 26 日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 8 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第 7 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成 27 年第 2 回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成 27 年第 2 回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 27 分 閉会